

令和6年度「『すながわ お試し暮らし』 冬期移住体験モニター事業」実施要領

【実施目的】

お試しハウスの冬期間の利用促進を図る他、積雪地での冬の生活を体験したことのない移住希望者が持つ不安や抵抗感をSNS等における情報発信によって解消し、移住へのステップアップを図る。

【実施内容】

「すながわ お試し暮らし」事業の一環として、移住に関心のある、積雪地での冬期生活未経験者を対象に、1月～2月を実施期間とし、お試しハウスの家賃を無料としたなかで冬期移住体験モニターを募集する。モニターには、砂川市での生活体験をSNS（Facebook、Instagram、X（旧Twitter）、ブログ、YouTubeなど）を通して情報発信をしてもらい、移住希望者における冬期生活に関わる情報不足を解消することで、積雪地での生活不安やマイナスイメージの軽減を図る。

【利用期間】

令和7年1月15日（水）～令和7年2月28日（金）

※最長1カ月以内の利用とします。

【利用施設の名称】



すながわ お試しハウス（そらちぶと）
砂川市空知太東3条1丁目5番2号

【モニターの要件】

- (1) 北海道（砂川市を含む積雪地）の冬の生活に興味があること
 - (2) SNS（Facebook、Instagram、X（旧Twitter）、ブログ、YouTubeなど）を通じて、体験した内容等を情報発信できること。なお、発信範囲は特定の制限をかけることなく、一般公開とすること。
 - (3) 発信予定のSNSの登録者数が200人以上いること
 - (4) 事業の趣旨に賛同し、砂川市の広報活動に協力できること
 - (5) 過去に積雪地での冬期間の長期生活を経験したことがないこと
- ※家族・親族、単身者に限らず、友人同士などグループとしての利用も可とする。

【選定～実施の流れ】

- (1) 砂川市HP上の応募フォームによる申込
(氏名、住所、使用しているWeb媒体、発信したい内容等)
- (2) すがわ移住定住促進協議会事務局で書類、ヒアリング等により選考を行う。
- (3) 結果通知書を送付する。
- (4) 発信内容等についての事前打ち合わせを行う。
- (5) 砂川市に到着後、建物貸付契約及びモニター事業についての覚書を交わし、情報発信事業を開始する。
- (6) 期間終了後、実績を報告してもらう（閲覧数、リーチ数等）

【費用負担】（自己負担分）

- ・滞在期間中のポケットWi-Fi通信料以外の情報発信に要する経費
- ・滞在期間中の光熱水費
- ・体験者の過失により生じた施設・備品等の損害額
- ・その他、食費や日用品に係る費用